

【保護者の方へ】

◎ 「子どもの目の前で夫婦喧嘩をすること」

「DV（夫婦・カップル間の暴力）を子どもが目撃すること」

→日本の法律では「子どもへの心理的虐待」と定められています。

◎ 保護者の喧嘩を見ることで、子どもに悪影響が及ぶことがあります。

→例えば

- ・ 保護者の真似をして暴力を振るうようになる
- ・ コミュニケーションの手段として暴力を使うようになる。その様子をみた周りの人からは「乱暴な子」と思われてしまう。
- ・ いつ喧嘩になるかと心配し、いつも怯えて生活するようになる。
- ・ 保護者の喧嘩を止めたいのに止められない自分は「価値がない」と思うようになり、「自分なんかどうでもいい」と自信を持てなくなる。
- ・ 色々なことに無気力になり、ぼんやりしたり、勉強に集中できず成績が下がったりする。
- ・ 学校や幼稚園・保育園に行きたがらなくなる。「眠れない」「お腹が痛い」などの体の不調を訴えるようになる。
- ・ いつも心配を抱えているので、イライラしやすくなる。

◎ 警察は「子どもの目の前で夫婦喧嘩」「子どもの目の前でDV（夫婦・カップル間の暴力）」を認知した場合には児童相談所に連絡します。

◎ 児童相談所は児童福祉法に基づいて設置されている機関です。「保護者の喧嘩やDVを子どもが目撃した」と連絡が入った場合、児童相談所では、子どもの状態が安全かどうか確認するため、保護者から事情を聞いたり、必要な調査を行います。

◎ 子どもの健康な成長のため、面前での喧嘩（暴力）はしないようにしましょう。

夫婦での問題解決のために話し合いをすることは必要ですが、うまくいかずに口論になってきたら、一旦離れて冷静になってからもう一度話し合うなど工夫しましょう。

意見が合わないことで話し合いをしなければいけない時には、なるべく子どものいない場所や時間帯で話し合うようにしましょう。



埼玉県警察本部

